

「労災保険の特別加入制度（一人親方）」

ご加入のおすすめ

建設業一人親方の皆さま

仕事中のケガ・事故への備えは万全ですか？

労災保険の特別加入制度とは

労災保険は、従業員の仕事上又は通勤中の事故に適用されますが、**事業主には適用されません**。
しかし、一定の条件を満たした方（一人親方等）で特別加入をすれば**事業主も労災保険の適用を受けることができます**。

従業員がいなくても
労災保険に入れます

特別加入制度の加入条件

- ・業種が建設業であること
- ・従業員（パート、アルバイトも含む）を雇用していないこと

補償の対象となる範囲

- ① 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- ② 請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ③ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- ④ 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除きます。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ⑤ 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

保険給付の内容

(2013.9月現在)

希望した「給付基礎日額」(右記参照)により、次の各種の補償を国が運営する労災保険から受けることができます。(支給決定は所轄の労働基準監督署長が行います。)

- 療養補償給付
- 休業補償給付
- 障害補償給付
- 傷病補償年金
- 遺族補償給付
- 葬 祭 料
- 介護補償給付

給付基礎日額	労災保険料 (年間)	給付基礎日額	労災保険料 (年間)
25,000円	173,375円	10,000円	69,350円
24,000円	166,440円	9,000円	62,415円
22,000円	152,570円	8,000円	55,480円
20,000円	138,700円	7,000円	48,545円
18,000円	124,830円	6,000円	41,610円
16,000円	110,960円	5,000円	34,675円
14,000円	97,090円	4,000円	27,740円
12,000円	83,220円	3,500円	24,263円

※保険給付の詳細は商工会または支所までお問い合わせ下さい。

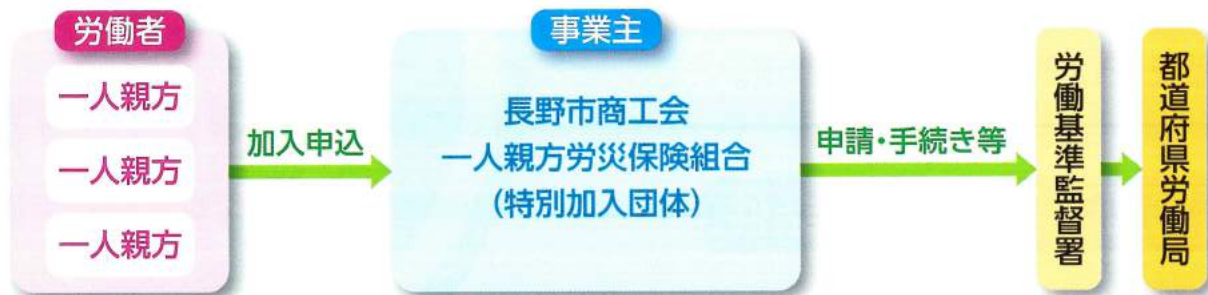
※「給付基礎日額」…保険料、補償給付等の額を算定する基礎となるもの
 ※ 労災保険料は、4月1日から翌年3月31日までの1年分です

長野市商工会一人親方労災保険組合とは

労災保険の特別加入（一人親方）のしくみ

労働局の認可を受けた「長野市商工会一人親方労災保険組合（特別加入団体）」を事業主として、組合に加入された一人親方を組合に雇われている労働者とみなして、労災保険の適用が受けることができます。

また、家族専従者も同様に加入することができます。
 いずれの場合も、長野市商工会に加入する必要があります。



事務手数料（年額・消費税別）

特別加入者

1人目 …… **5,000円**
 2人目以降 …… **2,500円**
 (1人ごとに) (家族専従者)



※ 特別加入の保険料は含まれません。(保険料は上記参照)
 ※ 事務手数料と特別加入の保険料は、指定期日までに一括納付をお願いします。

労災保険事務について

- ① 特別加入者（一人親方）の保険料の申告及び納付に関する事務
- ② 特別加入者（一人親方）の労災保険についての申請、届出等に関する事務



詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

長野市商工会一人親方労災保険組合（特別加入団体）
 事務局：長野市商工会

☎ **284-4556**

- 地域支援センター ☎ 284-3552
- 若穂支所 ☎ 282-4096
- 川中島支所 ☎ 284-4073
- 西部支所 ☎ 229-2808
- 豊野支所 ☎ 257-2080
- 戸隠支所 ☎ 254-2541
- 鬼無里支所 ☎ 256-3347